

疑問相談

法人税

新設法人の連結納税加入に係る月次決算期間の特例の適用可否

Q

当社は、当社を連結親法人とする連結納税を採用している内国法人です。当社は当期中の11月13日に新たに100%子会社（A社）を新設分社型分割により設立し、11月30日にA社株式の全てを第三者である甲社に売却しています。

A社についてはその設立日（11月13日）より当社の連結納税に加入し、当社がA社株式を売却した日（11月30日）に当社の連結納税から離脱することとなるため、原則的には11/13～11/29までのみなし事業年度を区切る必要がありますが、連結納税加入に係る月次決算期間の特例を適用することでみなし事業年度を区切らないことは可能でしょうか。なお、当社もA社も3月決算法人です。

A

新設法人については、連結納税加入に係る月次決算期間の特例を適用することはできないものと考えられます。

したがって、原則どおり、A社は11月13日に当社の連結納税に加入し、11月30日に離脱したものとして、11月13日から11月29日までのみなし事業年度を区切る必要があります。

【解 説】

1 原則的取扱い

A社はその設立日に当社との間に当社による完全支配関係を有することとなりますので、当該設立日において当社の連結納税に加入することとなります。

一方、A社は当社がA社株式を売却した日において当社の連結納税から離脱することとなります。

したがって、A社は加入日（11/13）から離脱日の前日（11/29）までの期間についてみなし事業年度が発生することとなります（法法14①六、八）。

2 連結納税加入に係る月次決算期間の特例
(1) 具体的取扱い

連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった一定の内国法人は、上記1に記載のとおり、当該完全支配関係を有することとなった日において連結納税に加入することとなりますが、月次決算期間の特例を適用した場合には、加入日の前日の翌月月初に連結納税に加入したものとみなされます。

本件の場合において連結納税加入に係る月次決算期間の特例を適用した場合には加入日（11/13）から当該加入日の前日の属

する月次決算期間の末日(11/30)まで継続して連結親法人(当社)による完全支配関係がないため、A社は加入日の前日の翌月月初(12/1)には当社連結納税グループの連結法人とはなり得ず、加入によるみなし事業年度を区切る必要はないこととなります(法法14②二)。

(2) 新設法人に対する月次決算期間の特例の適用

連結納税加入に係る月次決算期間の特例を適用する場合には、月次決算期間の特例の適用がないものとした場合に加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、月次決算期間の特例の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を

《税理士法人トーマツ ビジネス タックス サービス

パートナー 岡田貴子 シニアマネジャー 武井知美》

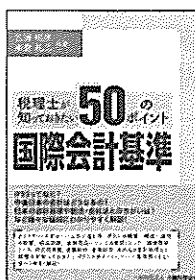
記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

本件では、A社は新設法人であり、「加入日の前日(11/12)の属する事業年度」がそもそも存在しないため、連結納税加入に係る月次決算期間の特例の適用を受けることはできないものと考えられます。

したがって、原則どおり、A社はその設立日(11/13)に当社の連結納税に加入し、当社がA社株式を売却した日(11/30)に連結納税を離脱したものとして、11/13~11/29及び11/30~3/31までのみなし事業年度を認識する必要があると考えられます。

大蔵財務協会 刊行書籍のご案内

本誌ご購入者は
定価の2割引・送料当会負担



税理士が知っておきたい 国際会計基準 50のポイント

三浦 昭彦・米倉 礼二 共著 A5判・332頁・定価 2,400円(本体価格 2,222円+税)

各国で導入が進められている国際会計基準(IFRS)。本書では、今後のIFRSの動向を含め、日本の会計基準とIFRSの異同及びIFRSにおける会社法・税法の取扱い等をテーマに50のポイントに絞って解説。

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03(3265)4141 FAX 03(3264)0524